

入札参加者の皆様へ

平成 28 年 6 月 1 日
宇都宮市理財部契約課

建設業法等の一部改正に伴う本市の対応について

建設業法等の一部が改正されたことに伴う本市の対応についてお知らせします。

1 見直し内容

(1) 特定建設業の許可が必要となる設計金額の下限

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる対象額を変更します。

区 分	工 種	改正前	改正後
特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる設計金額の下限	全ての工事	6,000 万円	8,000 万円

(2) 監理技術者の配置が必要となる請負代金額の下限

主任技術者又は監理技術者の専任が必要となる対象額を変更します。

区 分	工 種	改正前	改正後
主任技術者又は監理技術者の専任配置	建築一式工事	5,000 万円	7,000 万円
	建築一式工事以外 (土木工事等)	2,500 万円	3,500 万円

※ 監理技術者から主任技術者への途中交代及び専任から非専任への変更につきましては、慎重かつ必要最小限とすることとされているため、工事担当課と協議のうえ、決定してください。

(3) 「解体工事」新設に伴う入札参加要件の見直し

建設業の許可に係る業種区分に「解体工事」が新設されることに伴い、入札参加要件を変更します。

工事内容	改正前（工種）	改正後（工種）
解体工事の発注	「とび・土工・コンクリート工事」の許可を有する者	「解体工事」又は経過措置対象の「とび・土工・コンクリート工事」の許可を有する者

<経過措置>

平成 31 年 5 月 31 日まで、改正法施行以前の「とび・土工・コンクリート工事」の許可で「解体工事」を請負うことができる。

2 適用日

平成 28 年 6 月 1 日